

いじめ防止基本方針

平成26年 3月 6日制定

平成31年 4月 1日改訂

令和4年 4月 1日改定

令和5年 4月 1日改定

北斗市立沖川小学校

<はじめに>

国の「いじめ防止対策推進法」施行（平成25年9月28日）に伴い、本校においてもいじめの未然防止、早期発見・解消等を図る校内の組織体制を整備し、子どもたちの健全な成長を支援するため、「いじめ防止基本方針」を策定している。

北海道においては、「北海道いじめの防止等に関する条例」（平成26年4月施行）、「北海道いじめ防止基本方針」（令和5年3月改定）をはじめとした様々な施策を進めている。

本基本方針は、これらの動向を鑑み、本校の子どもたちの尊厳を保持するとともに、互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的に策定するものである。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

<いじめの防止等の対策に関する基本理念>

基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わざいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定する。

I 本校のいじめに対する基本的な考え方

本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はない。」という基本認識のもと、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、また、重点教育目標である自分とかかわる他者への思いやりを育てられるよう、いじめ防止基本方針を策定した。

そして、すべての児童を対象に、保護者や地域及び関係機関と連携し、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ未然防止のための取組

- (1) 積極的な生徒指導の実現（発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導）
- (2) 学校適応感を測るアセス等の活用による深い児童理解と教育相談体制の充実
- (3) 豊かな心を培う道徳教育や体験活動の充実と自己有用感の育成
- (4) 学習規律及び生活規律の徹底と自己決定力の育成
- (5) チームとして対応するための組織づくり
- (6) 保護者・地域・関係機関との連携を進めるネットワークづくり
- (7) 複数回のアンケート調査による早期発見の取組

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。この委員会には、必要に応じて各関係機関の職員等を加えることができる。

※構成員：全教職員（校長、教頭、教諭）、保健主事、特別支援コーディネーターを兼ねる。

場合によっては、補助教員を加える。公務補は除く。

(2) 委員会の目的

- ①本校でも起こり得る「いじめ問題」に対し、組織的に対応する。
- ②子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境を整える。
- ③いじめ防止に関する保護者への啓発活動を進める。

(3) 委員会の活動（※校務分掌と連携して活動）

①いじめの未然防止・早期発見

- ア いじめの未然防止を図る生徒指導を充実するための校内研修
- イ 早期発見のためのアンケート調査の実施
- ウ 教育相談体制の構築と児童理解の深化
- エ 児童会等が進める主体的ないじめ防止運動の支援
- オ 懇談会等への資料提供や通信等による保護者の啓発

②発生したいじめへの対応

- ア いじめられた子どもを守る指導と支援
- イ 正確かつ迅速な事実関係の把握と報告
- ウ 指導記録の作成、保管
- エ いじめた子への指導と支援（自己の行為の責任を自覚させ、相手の痛みに気付かせる）
(不満やストレスがあっても、いじめに向かわせない力を育む)
- オ いじめを見ていた子への指導と支援
(自分の問題として捉えさせ、知らせる勇気をもつよう伝える)

- カ 豊かな人間性を育む学級での指導（道徳、特別活動等）

- キ 保護者（被害・加害）への事実に基づいた報告及び話し合いの対応

(いじめ防止対策委員会のもと、複数の教職員で対応)

ク 関係機関との連携

③いじめの再発防止

ア 繼続的に見守る指導

イ 子どもたちの自己有用感を高める生徒指導の改善・充実

ウ 多数の目で見守るための保護者、地域との連携

④活動の評価・改善

ア 学校評価における「いじめ防止対策」の教職員・児童・保護者評価アンケートの実施及び結果分析と学校関係者評価結果の公表

イ 評価結果を基にした改善策の策定と実行

4 保護者・関係機関等との連携

(1) 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(2) 関係機関との連携

必要に応じて関係機関の指導、助言あるいは支援を受け、いじめ事案の早期解消を図る連携を強化するとともに、いじめに対応する教職員の資質向上の研修の充実に努める。

(3) 異校種との連携

指導上配慮を必要とする子どもの進学や転学等に際し、個人情報の取り扱いに十分留意しながら、学校間の引継が適切に行われるよう努める。

5 重大事案への対応

(1) 迅速な対応と調査

いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い及び相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには速やかに対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(2) 関係機関への連絡・通報

いじめが重大事案と判断された場合には、速やかに北斗市教育委員会へ連絡する。さらにいじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、関係機関への連絡・通報を行う。

[犯罪行為と認められるものへの対応]

いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として次のようなものは、警察への相談又は通報を行うことが想定される。

○ 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○ 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。

○ 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。

○ 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○ 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

○ 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。

○ 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。

など